

# 会 議 録

会議の名称	平成 28 年度 第 1 回弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成 28 年 11 月 8 日 (火)
開始・終了時刻	15 時 00 分から 16 時 05 分まで
開催場所	市役所本館 4 階 第 1 委員会室
議長等の氏名	弘前市医師会監事 梅村医院院長 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 小田切 達ほか 8 名 弘前市成年後見支援センター 2 名 青森家庭裁判所弘前支部 主任書記官 1 名
欠席者	なし
事務局職員の職氏名	健康福祉部理事 須藤 悟 福祉政策課長 赤石 仁 福祉政策課課長補佐 蒔苗 元 福祉政策課総務係長 工藤 善仁 福祉政策課総務係 今 亮平、中畑 まどか
会議の議題	協議案件 1 市民後見人の現状について ・市民後見人の受任状況 ・市民後見人フォローアップ研修 2 市民後見人の活動しやすい環境づくりについて ・市民後見受任要件の緩和 3 その他
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	第 1 回弘前市成年後見支援協議会資料一式

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度第 1 回弘前市成年後見支援協議会を開催いたします。</p> <p>初めに、会長からご挨拶を申し上げます。</p>
議長	<p>本日はご出席いただきありがとうございます。今回第 1 回目の開催ということですが、案件としても新しい部分がありますので、十分協議をお願いいたします。市民後見人の受任も昨年度から見て、順調に推移してきております。皆様の支援によりさらに受任を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは協議に入る前に資料の確認をいたします。</p> <p>《資料確認》</p> <p>それでは会長、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>では、協議に入ります。案件 1 の市民後見人の現状について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>案件 1 市民後見人の現状について ですが、市民後見人の受任状況から説明します。資料 1 をご覧ください。</p> <p>現在、市民後見人養成研修第 1 期及び第 2 期を修了した 53 名のうち、47 名の方が弘前市市民後見人候補者名簿に登録しております。</p> <p>今年度になってから新たに 3 名の市民後見人が裁判所からの審判を受け、成年後見人として受任し活動しているのは、延べ 9 名となりました。これで現在登録されている方のうち後見人の受任は約 19 パーセントにまで上がりましたが、まだ割合としては高いとは言えない状況です。</p> <p>そこで、案件 1 の 2 番目 市民後見人のフォローアップ研修についてですが、これまでよりもより実践に即した内容の研修を組み込み、現在登録している方々のモチベーションの持続や知識の向上などのスキルアップを図る研修を実施しております。前回行われた協議会において委員から提案された意見を元に、6 月には社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の研修を行いました。9 月には 2 回目のフォローアップ研修を行い、高齢者施設等への同行訪問を組み込みました。今後の予定としましては、12 月に認知症サポーター研修を組み込みます。</p>

<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に、何か質問等はございませんか。 昨今では弁護士の方が不祥事を起こし、モラルの低下が話題になっています。何かあれば大きな問題になってしまいます。また 47 名の方が市民後見人候補者名簿へ登録していますが、実際、全員にやる気があるのかという問題もあるように思います。その点についていかがですか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>モラルの話がありましたが、市民後見人の方たちには月に 1 回集まってもらって活動報告を行っています。お金の管理については徹底しなければならないので、活動報告時に出納帳と通帳と領収書を持ってきてもらいチェックをしています。</p>
<p>委員</p>	<p>フォローアップ研修についてですが、研修に参加している人数は把握していますか。参加すること自体がやる気の一種のバロメーターになると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年度のフォローアップ研修の状況について報告します。27 年度はフォローアップ研修を 2 回開催し、6 月には 26 名、2 月には 23 名の参加があり、市民後見人としての意識の向上を図っております。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど月に 1 度活動報告を行っていると言いましたが、後見人として活動する上で困っていること、相談されたことなどがあれば、教えてください。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>市民後見人が受任したケースでも被後見人が亡くなるというケースが 4 件あります。死後の事務をどこまでやるかというのは問題になっており、相談しながら慎重に進めるようにしています。最近亡くなった人のケースでも、亡くなった後に相続人を調べてみたら複数人いたので、手続きを司法書士の方にお願しました。いつお亡くなりになるかはわからないので、いざという時に慌ただしくならないように、最初に後見人になった時点で、相続人のことやお寺のことはあらかじめ調べておくようにしています。また、後見事務が初めての方は、何もわからず不安なことも多いと思うので、初めのうちは施設の契約や金融機関での入出金などにセンター職員が同行するようにしています。</p>
<p>議長</p>	<p>亡くなってから提出する資料などには期限があるものが多いので、事前に予備知識として調べられることは調べておいた方がいいかもしれません。これからもサポートをよろしくお願いします。 他に何かありますか。</p>

<p>委員</p>	<p>亡くなった方の相続人の調査をされたということですが、その費用はどのようにしたのでしょうか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>亡くなる前に多少多めに現金として持っていたので、それで対応することができました。相続人の方がすぐ見つければいいのですが、あまり長くかかるとその分、施設や葬儀屋さんを待たせてしまうのも悪いので、裁判所と相談しながら死後の事務を行っています。</p>
<p>委員</p> <p>成年後見支援センター</p>	<p>その場合は施設の利用料金の精算なども行うのでしょうか。</p> <p>本来は死後の事務はできないことになっているので、相続人に引き継いで終了なのですが、市民後見人が受任しているケースは、市長申立てを行ったケースなので、もともと親族の支援を受けるのが難しいことが多いです。相続人がなかなか見つからない時もあるので、利用料金の精算を行うケースもあります。</p>
<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>事実上は管理義務は引き継ぐまで継続して行うこととなっているので、未払いの入院費や場合によっては埋葬費が埋葬費用などの支払いまでお願いすることはあります。</p>
<p>議長</p>	<p>相続できる人をあらかじめ探しておくことも大事なことだと思いました。この件については、後ほど事例案件として詳しくお話ししていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、案件 2 市民後見人の活動しやすい環境づくり について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料 2 をご覧ください。こちらが現在、市と成年後見支援センターとで決めている、市民後見人選定時の申し合わせ事項です。選定については 6 個の条件をつけています。市民後見人の受任件数は、被後見人の死亡等により、順調に増えているとは言い難い状況です。これを受けて、少しでも受任件数向上につながるようにと、条件の緩和について成年後見支援センター業務受託者のあおい森ねっとと昨年度 3 月から意見の調整を行ってきました。今回、条件緩和を検討している部分は①の市長申立てに限る部分と⑤固定資産を持っているケースの部分です。資料 3 をご覧ください。①については、市に来る成年後見の相談の中で、さらに市長申立てまで至るケースは年に 15、6 件であり、実際に地域包括支援センター等に寄せられる相談と比べても少ないという状況です。そこで、市民後見人の推薦を市長申立てに限らず、地域包括支援センターに来た相談の中でも、比較的</p>

事務局	<p>簡単な後見事務になりそうなケースを情報提供いただき、市民後見人の推薦を検討することにしたいと考えております。この件については、来年度試験的に、市民後見人の受任を一度経験したことがある方を候補者として2、3件行ってみたいと考えます。⑤については、高齢者の場合は特に、今まで住んでいた家などの固定資産を持っていることが多いため、あまり厳しく不動産を持っていることに対して制限をする必要はないのではないかと意見になりました。持っている固定資産の規模によっては後々の親族同士の争いにも繋がりがねないため、よく調査することは必要ですが、ケースによっては不動産があっても市民後見人の活用を検討してみたいと考えます。</p> <p>委員の皆さまにはこれらの要件緩和についてどのように考えるのか、簡単でも構いませんので、ご意見をいただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>今回の条件緩和は市長申立ての部分に地域包括支援センターへの相談も含めるということ、それから固定資産を持っていても市民後見人の活用を検討するという、とても画期的な試みだと思いますが、各委員から順にご意見をお願いします。</p>
委員	<p>①については構わないのではないかと思います。⑤については、不動産があるけれど維持したままで相続人に渡すというケースであれば問題ないと思ひます。ただ土地処分などが絡んでくるのであればどうかなと思ひます。</p>
委員	<p>土地処分については何かと気を遣う部分が多いので、処分前提のケースであれば慎重に考えた方がよいと思ひます。申立て前の調査にも限度があると思ひるので、不動産をどのくらい持っているのかという調査をどのようにして行うのかという問題もあります。後見人になってから、農地や山林を持っていることが判明するケースもあり、後々、管理にも困ると思ひるので、ある程度の条件を付けるなどした方がよいと思ひます。</p>
委員	<p>地域包括支援センターに相談があるケースというのは、身寄りがなかったり、どこに相談すればいいのか分からないというケースだったりすると思ひるので、①については賛成です。⑤については、成年後見支援センターの方のサポートなどもあるのでしょうから大丈夫な気はしますが、決して簡単な事務ではないので、市民後見人の方たちが土地処分の部分で荷が重くなってしまうのではないかと考えます。そうすると受任してくれる方も減るような気がします。</p>

委員	<p>日常生活自立支援事業という事業を実施しているのですが、その利用者でも、様々な条件の変化により後見が必要になってくることがあります。また、事業の利用について色々な事業所から相談が来るのですが、その中でも後見人をつけた方がいいのではないかとというケースもあります。そういった時は、成年後見支援センターへ相談をして対応をしていますので、①のように受任の要件が広がるのはいいと思います。⑤については細かい設定などをつけてからの方が、受任した後も安心だと思います。</p>
委員	<p>あまり知識や経験がないため意見ではないのですが、地域包括支援センターにも相談はたくさんあると思うので、難しくないケースを検討して市民後見人へという流れは、いいのではないかと思います。</p>
委員	<p>市民後見人がより幅広く活動できるようになったという部分については非常に良いことですし、画期的だと思います。ただ、委員の皆さんが言っているように、⑤の不動産の部分は市民後見人の方たちが悩まないように慎重に調査したほうがいいと思います。また、親族のことも、本人が亡くなった後に争いにならないように、事前に十分調査をしてから裁判所へ市民後見人の方を推薦するのがよいと思います。</p>
委員	<p>市長申立ての時の親族調査は 2 親等以内の調査で申し立てると思うのですが、相続になった時は何親等までになるのかということを考えていくと、土地を持っている人の場合は 4 親等くらいまでは事前に調査しておかなければならないのかなと考えます。また、市民後見人の方が後見人になるケースというのは大体そんなに財産を持っていないケースが多いと思うのですが、そうすると市民後見人の報酬は市で代わりに助成することになります。不動産を持っている方が亡くなって相続人に相続したということになるのであれば、報酬助成した分を一部でも回収するような仕組みを検討してもいいのかなと思います。</p>
成年後見支援センター	<p>まず、不動産のことに関しては事前の打ち合わせの時にも、複雑な後見事務が無い人ということで話していました。先ほど委員が言ったように基本的に不動産は維持したまま相続人に渡します。借金があって土地処分をして返さなければならないというようなケースは、市民後見人には向かないと思います。土地を管理して相続人に渡せるという道筋が見えているケースなのであれば、不動産を持っていても市民後見人で対応はできると思います。また、成年後見支援センターに寄せられる地域包括支援センターの相談を見ると、相続人もいて、あとは定期的な支払いと面談くらいのケースが結構あります。そういったケースを市民後見人に受任してもらえればいいなと考えています。あと、報酬助成額の回収についてですが、土地</p>

<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>は1ヶ月の収支がマイナスになったりしない限りは、基本的には保全義務があり、あまり積極的に売却をしないことになっているので、考え方に非常に悩む部分ではあります。</p>
<p>議長</p>	<p>報酬の助成としている以上は裁判所の手続きの中での回収は難しいのではないかと考えます。市民後見人の報酬について言えば、大阪が一番市民後見人の実績のあるところなんですけど、全部ボランティアでやっているそうです。市町村間でも違いがあるので難しい問題だと感じます。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の皆さまの意見を伺ってまとめると、①の市長申立てに限らないという部分は歓迎するという意見が多かったです。包括という認知度が高い機関を受け皿にするというのはこれから良い方向に向かうのではないかと思います。皆さん迷われたのは⑤の部分だと思うんですが、相続の時に一番問題になるのが不動産の部分ですし、いろいろなケースがあると思うので難しいところです。</p>
<p>議長</p>	<p>ひとつ補足させていただいてよろしいでしょうか。今回提案している内容ですが、土地処分等複雑な後見事務がない人という大きなくくりではありますが、事務局としては、最初からこの部分に該当すれば市民後見人の可能性を排除してしまうのではなく、皆さんが言うとおりに調査をした上で、条件が合うものがあれば検討します、ということでご提案申し上げているものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。極端な事例は外すということですね。</p>
<p>議長</p>	<p>そうです。そしてバックアップは成年後見支援センターさんの方でしっかりやっていただくという心強い前提のもとにご提案させていただきました。</p> <p>あくまでも条件は外しますが、なんでも市民後見人にやってもらうという訳ではないということですね。委員の皆さんは不動産の部分に関しては不安視していましたが、少しは安心していただけたでしょうか。</p> <p>今回事務局から提案があった2つの案件について賛成いただけたということでよろしくお祈いします。</p> <p>準備した案件は終了することとします。次に次第4 その他に入ります。委員の皆さまから何かありますか。なければ成年後見支援センターの方から現在活動している市民後見人の事例について差支えない範囲で紹介していただけないでしょうか。</p>

<p>成年後見支援センター</p> <p>議長</p>	<p>《市民後見人の事例紹介》</p> <p>事例の中にもありましたが、今は病院でも施設でも代金未収の問題に悩んでいます。施設の利用料金などを家族でさえ払ってくれないケースがあるので、非常に困っています。中には悪質なケースも散見されるため、第三者の後見人がついてくれると安心できます。他に何かありますか。</p>
<p>成年後見支援センター</p> <p>議長</p>	<p>ひとつよろしいでしょうか。あおい森ねっこの方で成年後見制度普及・啓発活動を行っているのですが、先日、権利擁護の関係で講話をいただく機会がありました。その中で、権利擁護支援センターという話がありました。今は成年後見センターより権利擁護センターとして活動するところが広がっているということでした。今は市民後見人の受任や監督業務という内容でセンターなので業務を行っていますが、将来的には法人後見の支援員や権利擁護支援者なども視野に活動していきたいと考えています。成年後見というのは本人を支える一つのサービスなので、権利擁護というもっと広い面で、いろいろなサポートの仕方ができるのではないかと思います。例えば、市民後見の受任がなかなか進まなくても、法人後見の支援員として活動したり、いろいろサポートできます。そのような仕組みで活動しているところが全国でもだんだんと増えてきており、権利擁護という広い視点で市民を養成して、地域の中で活動できる場を作っています。成年後見支援センターでも成年後見と名前についていますが、相談業務は多岐にわたっています。弘前では権利擁護の認知度はまだまだ低いんですが、地域の人にとってワンストップのサービスができるように活動していくのもよいのかなと、先日の講話を聞いて思いました。</p> <p>確かに成年後見だけではなく、いろいろなところと連携しながら活動できる場があればいいですね。</p>
<p>成年後見支援センター</p> <p>議長</p>	<p>現在は市民後見を受任するかどうかの選択肢しかないのですが、権利擁護支援者を養成することによって、例えば社会福祉協議会と連携しながら全国的に社会福祉協議会の生活支援員だったり、一人暮らしの見守りだったりいろいろな部分で選択肢が広がるのではないかと思います。</p> <p>弘前市でもぜひそのような方向へ進んでいけたらいいと思います。よろしくお願いします。あとはよろしいでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>



事務局	<p>前回の会議録について、前回の会議に出席された方に本日お配りしておりますので、間違いなど記載にミスがあった場合は資料4の用紙に記載をし、郵便又は FAX で福祉政策課までお送りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。また、当協議会の平成28年度2回目の開催は、29年3月頃を予定しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に何か質問等はありませんか。  それではこれもちまして、平成28年度第1回弘前市成年後見支援協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p> <p>《散 会》</p> <p>・会議の公開、非公開   【公開】</p>